

○山口県公立大学法人評価委員会条例

平成十七年十月十一日
山口県条例第九十三号

山口県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

山口県公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十二条第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方独立行政法人評価委員会として設置された山口県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

- 2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 4 臨時委員は、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第六条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。